

平成27年3月 定例教育委員会

日 時 平成27年3月24日（火）
13時30分～

場 所 市役所11階 研修室

出席者

（教育委員）

久田委員長 深町委員 合田委員 内海委員 永元教育長

（事務局）

百津教育次長兼学校教育課長 久家教育次長 友永総合教育センター長兼総合教育センター課長 大藤総務課長 金子教育センター所長 小田社会教育課長 吉富スポーツ振興課長 吉田学校保健課長 犬塚青少年教育センター所長 吉住公民館政策課長 阿比留総務課長補佐兼庶務係長

内 容

(1) 委員長報告

(2) 教育長報告

(3) 議 題

- ① 佐世保市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則制定の件
- ② 佐世保市教育委員会事務処務規程の一部改正の件
- ③ 教育長の休暇の届出等に関する規則制定の件
- ④ 佐世保市社会教育委員の委嘱の件
- ⑤ 佐世保市文化事業派遣費補助金交付要綱の一部改正の件

(4) 協議事項

- ① 平成27年度 総合教育会議について

(5) 報告事項

- ① 地教行法の一部改正に伴う佐世保市規則の一部改正の件
- ② 金比良小学校・光海中学校の小中一貫校設置に係る要望書の受理について
- ③ 学校運営状況報告について
- ④ 佐世保市学校給食センターにおける調理、配送等業務に関する協定について
- ⑤ 佐世保市德育推進交付金交付要綱の一部改正について
- ⑥ 佐世保市教育文化振興基金の活用に係る取扱要綱の一部改正について

(6) その他

①次回日程調整

◆ 委員長報告

- 3月 2日 臨時教育委員会
- 3月 2日 佐世保市議会3月定例会本会議
- 3月 7日 佐世保市教育委員会文化・スポーツ表彰式
- 3月 9日～10日 市議会一般質問
- 3月11日 文教厚生委員会
- 3月23日 佐世保市議会3月定例会本会議

◆ 教育長報告

- 2月20日 国体佐世保実行委員会解散総会
- 2月27日 佐世保市議会3月定例会本会議
- 3月 5日～6日 市議会一般質問
- 3月 7日 佐世保市教育委員会文化・スポーツ表彰式
- 3月 9日～10日 市議会一般質問
- 3月11日 文教厚生委員会
- 3月12日 管工事組合寄付贈呈式
- 3月13日 金比良小学校・光海中学校統合に係る要望書受領式
- 3月17日 臨時県市町教育長会
- 3月23日 佐世保市議会3月定例会本会議

◆ 委員長報告・教育長報告に関する質疑・意見等

特になし

～ 以下、事務局から内容の説明を行ったが、その部分は記載していない。～

◆ 議題

- ①佐世保市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則制定の件
- ②佐世保市教育委員会事務処務規程の一部改正の件
- ③教育長の休暇の届出等に関する規則制定の件
 - ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所定の文言の整理を行うもの

【委員長】 これまでも、何度か新教育委員会制度の説明を受けており、一定理解しているところである。今回の提案内容については、より細かな点まで詰めてあるので、特段の質疑はないと思う。後は、議案として提出した際に間違いがないか複数の眼で再確認をし、議会へ提出してもらいたい。そういうことで、本件については了承してよいでしょうか。

～異議なし～

【委員長】 それでは本件は事務局案どおり了承することとする。次の議題の説明をお願いします。

④佐世保市社会教育委員の委嘱の件

【委員長】 大変忙しい中、素晴らしい方を社会教育委員に委嘱できそうだということです。この件について、ご異議ございませんか。

～異議なし～

【委員長】 それでは本件は事務局案どおり了承することとする。次の議題の説明をお願いします。

⑤佐世保市文化事業派遣費補助金交付要綱の一部改正の件

【委員長】 年度当初に申請した団体に配分すると、そのあとから申請された団体にはもう予算がないという状況になるという説明であったが、年間にいくら交付しているのか。

【事務局】 毎年10万円予算を組んでいる。平成26年度の実績から言えば、6月に九州大会や全国大会に出るということで申請された団体に交付した額が7万円ということになる。次に申請があったのは7月であったが、この団体には3万円を交付したため、7月の時点で予算が使い果たされた。

【委員長】 10万円の予算というものは、過去もずっと10万円で組んでいるのか。

【事務局】 過去から10万円組んでいる。平成23年度などは、1団体の九州大会、全国大会出場で10万円を使い果たしたという例もある。

【委員長】 制度を知っている団体は早く申請して、知らなかった団体が申請しても、もう予算がないというのは割り切れない話。年間で申請されそうな団体等を把握して、年間予算を組むなどの検討が必要ではないか。ちなみにスポーツ団体への交付金額はいくらになるのか。

【事務局】 800万円。

【委員長】 スポーツが800万円で文化が10万円ではあまりにも、かけ離れていると思う。10万円を均等に交付するというのは額的に少ないが、要綱をそういった方向性にもっていくということについて、委員の皆さんはどうですか。

【教育長】 要綱を改正する効果はどういうことが期待されるのか。

【事務局】 委員長からあった全体量を把握するという点について、現在は、要綱上予算の範囲内で交付するとなっているため、10万円を使い切った後は、流用してまで対応するという点も不可であり、申請があっても受け付けていない状態であるので、全体量が把握できていない。要綱を改正することによって、年間を通して申請を受け、交付していくこと

で、全体量を把握できるようになるので、今後の予算拡大への検討材料となっていく。

【委員長】 課題は課題として受け止めながら検討してもらいながら、まずは、10万円が広く行き渡るようにという趣旨で要綱を改正するということについて、皆さんご異議ありませんか。

～異議なし～

【委員長】 それでは本件は事務局案どおり了承することとする。次に協議事項の説明をお願いします。

◆協議事項

①平成27年度 総合教育会議について

【教育長】 昨年7月の高1事件などは、要綱第4条第3項の「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する事項」に若干触れるかもしれないが、対策・対応ということを行っているので該当しないと解してよいのか。

【事務局】 今回の法改正の要因には、大津市の事件が関わっていると思われるが、あの事件は中学校に在籍していた子どもに関する事案であるので、こうした場合は報告の意味を兼ねて総合教育会議の協議事項として出さなければならないが、昨年の事件は高校に在学していたということで開かなければならないとは言い切れない。

【事務局】 要綱第4条第3項は、あくまで緊急の対応を要する際に会議を開催するということを謳っており、その後の具体的な対策等については、原則教育委員会において協議していかなければならないと考えている。

【教育長】 今後、どのようなものを協議事項として上げるのかということは、時間が経つとわからなくなるので、本日の協議も逐条解説のように残しておき、今後の考え方が統一されるようにしてもらいたい。

【委員長】 その他意見がなければ、このような案で総合教育会議に諮っていくということでもよろしいですか。

～異議なし～

【委員長】 次に報告事項に入る。事務局の説明を請う。

◆報告事項

①地教行法の一部改正に伴う佐世保市規則の一部改正の件

議題①～③と併せて説明のため、省略。

～質疑なし～

②金比良小学校・光海中学校の小中一貫校設置に係る要望書の受理について

【委員長】 早くて29年度に統合ということもあり得るという説明であったが、今後も色々なことを解決しながら取り組んでもらいたい。

③学校運営状況報告について

【委員】 いじめ事案については、大変心が痛む。いじめられた生徒のその後の対応はどのようになっているのか。例えば、クラス替えなどの対応ができるのか。

【事務局】 スクールカウンセラーの対応と周りの生徒への指導などを行っており、現在いじめられた生徒も学校へは来ている。クラス替えについても可能な学校である。

④佐世保市学校給食センターにおける調理、配送等業務に関する協定について

【委員長】 大きな災害が発生してから右往左往するのではなく、事前に準備しておくということに敬意を表したいと思う。今後も、進捗があれば報告してもらいたい。

⑤佐世保市徳育推進交付金交付要綱の一部改正について

～質疑等なし～

⑥佐世保市教育文化振興基金の活用に係る取扱要綱の一部改正について

【委員長】 （議題での意見を）ぶり返すわけではないが、一方は50万円を上限としながら、もう一方では10万円しか予算がないという同じ教育委員会内にあるそのちぐはぐさを整理できなかったということは、我々を含め反省しなければならない。

その後、次回開催日程を決定し、終了となった。

— 了 —